

焼却行為からの火災に注意



当消防本部管内では枯草、剪定した枝、家庭ごみなどを焼却中の不注意から火災が多く発生しています。また、焼却の際に火が衣類に着火し火傷をおったり、家に燃え移るケースも発生しています。

◎当消防本部管内で焼却行為からの火災が約40%

令和5年中の火災件数は110件、うち焼却行為からの火災が43件、全体の約40%を占めています。

◎火災原因のトップ3

1位 焼却行為から拡大(36件) 2位 たばこ(3件) 3位 残り火(3件)



※火災原因で、焼却場所に集められた枯草や剪定枝、家庭ごみを燃やしている時に、風に煽られ枯草に延焼拡大していく事例が多くなっています。

◎廃棄物の焼却「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則禁止

「禁止の例外」とされている焼却を行う場合は、火災にならないように、火の取扱いには十分な注意をお願いします。

- (1) 空気が乾燥しているときや風の強いときは、焼却を行わない。
- (2) 消火器、水バケツ、スコップ等の消火の準備を行う。
- (3) 燃やしている時は目を離さない。
- (4) 一度に多量の焼却を行わない。
- (5) 焼却後は、必ず消火を確認してからその場を離れる。
- (6) 衣類への着火や火傷に注意する。
- (7) 消火ができない場合は安全な場所に避難し、速やかに119番通報する。

有明広域行政事務組合消防本部

